

令和3年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和3年10月28日

開会 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 管理者報告
- 日程第4 議案第10号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第5 議案第11号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第12号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第13号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 議案第14号 指定管理者の指定について
（常総広域障害者支援施設）
- 日程第9 議案第15号 指定管理者の指定について
（常総運動公園及び常総広域地域交流センター）

議案第10号

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年10月28日提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 管理者等の組合に対する損害を賠償する責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 管理者 6
- (2) 副管理者又は監査委員 4
- (3) 消防長 2
- (4) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議案第10号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

地方自治法の改正により、管理者等の損害賠償責任の一部免責について条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定める条例を制定するものです。

主な内容は、地方自治法施行令に定める基準給与年額に、役職に応じて定める数を乗じて得た額を損害賠償責任の限度額とし、これらを超える額については、賠償の責任を免れることとするものです。

常広監発第7号
令和3年9月24日

常総地方広域市町村圏事務組合議会
議長 中村 博美様

常総地方広域市町村圏事務組合
監査委員 高坂 明夫 

監査委員 赤羽 直一 

地方自治法243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見について

令和3年7月21日付け、常広議発第3号で意見が求められた、「管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」については、下記の理由により、本条例の制定に関し適当なものと認める。

記

- 1 本条例の制定理由及び規定内容が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定の趣旨に則るものであること。
- 2 管理者等の区分に応じ定める数を乗じた額が、職責及び年収等に勘案して相当性を欠くとはいえないものであること。

以上

議案第 1 1 号

令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年
度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の
意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

提 案 理 由

議案第11号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算 の認定について

令和2年度一般会計決算は、収入済額67億4,489万6,869円、支出済額64億1,693万5,580円で、歳入と歳出の差引額3億2,796万1,289円を翌年度に繰越しました。

歳入の主なものは、関係市町負担金54億9,099万5千円で、歳入全体の81.4%を占めております。

歳出の主なものは、衛生費で常総環境センターの運営管理費及び放射性物質を含む指定廃棄物の管理費として18億5,957万6,632円を支出しました。衛生費は歳出全体の29%であります。

消防費では、消防・救急業務に28億3,553万1,454円を支出しました。このうち76.3%が人件費であります。消防費は歳出全体の44.2%であります。

常広監発第6号
令和3年9月24日

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久様

常総地方広域市町村圏事務組合

監査委員 高坂明夫



監査委員 赤羽直一



令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査した結果を別紙のとおり意見を付して報告します。

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書
- (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

2 審査の期日

令和3年8月25日

3 審査の手続き

審査に当たっては、管理者から提出された一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令及び組合監査基準に準拠して作成されているか、その内容について関係諸帳簿、証拠書類と照合するとともに関係職員の説明を聴取し、予算執行の適否及び計数の確認をしました。

4 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、それぞれの関係法令及び組合監査基準に準拠し作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に執行され誤りのないことを確認しました。

5 審査の意見

当組合の決算状況は、前年度と比較して歳入歳出ともに増額となりました。

主な理由は、消防職員の増員及びはしご付消防自動車購入事業による消防体制の強化、また、障害者支援施設空調設備更新事業等の施策実施によるものでした。

各事業別に見ると、地域交流センター「いこいの郷 常総」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、施設の休館や一部利用を制限したことに加え、感染再拡大による度重なる外出自粛要請等の影響を受け、利用者数は前年度比43%の減となりました。

また、コロナ禍で施設の運営継続が困難となった前指定管理者に代わり、11月から新たな指定管理者による運営がスタートしました。依然として厳しい状況が続い

ていますが、民間企業の経営ノウハウを十分活用し、新たなサービスの展開等、利用者にとって一層魅力あるサービスの提供に全力で取り組むことを希望するものです。組合においてもモニタリングによる監督を継続し、より効率的で魅力ある運営となるよう官民一体となりサービス向上に努めていただきたい。

障害者支援施設「常総ふれあいの杜」では、入所定員の56名が入所し、利用者へのきめの細かい生活支援や創作的、生産的活動及び機能訓練の支援を実施しました。

令和2年度は介護浴槽や空調設備を更新し、施設の維持管理に努めました。引き続き、関係機関との連携を密にしながら利用者にとってより快適で安心・安全な入所生活が送れるよう適正な施設の管理に努めていただきたい。

ごみ処理事業では、前年度と比較して1.3%増の71,979トンのごみや資源物を適正に処理しました。資源物のリサイクル率は、プラスチック製容器包装が43.5%で前年度と比較して1.5ポイント増、またペットボトルは72.1%で前年度と比較して0.5ポイント減となりました。コロナ禍での外出自粛要請により家庭内での飲食が増え、またデリバリーやテイクアウトが普及し、家庭から排出されるごみ量も増加しつつあります。引き続き、ごみの分別や資源化について構成市と連携し、住民や事業者への広報・啓発活動に取り組み、更なるリサイクル率の向上とごみの減量化に努めていただきたい。

さらに、最終処分場の残余年数が残り僅かとなってきている現状から、今後も安定的なごみ処理のため自区内処理の原則に基づき最終処分場建設の推進について構成市と一体となって真剣に取り組むよう望みます。

常総運動公園では、自由広場及びテニスコートの照明設備を改修し利用者がより安全に利用できる環境を提供しました。引き続き、長寿命化計画に基づき改修・更新を実施するとともに、利用者の安全対策の徹底とサービス向上に努めていただきたい。

なお、令和2年度の公園施設の総利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として臨時休園したことや外出自粛等の影響から前年度比37%の減となりました。

消防事業では、職員12名を新たに採用し適正な消防組織体制の維持に努め、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、感染対策を徹底し活動に取り組み、住民の生命・財産を守るために尽力しました。

令和2年度における車両購入事業では、守谷消防署配備のはしご付消防自動車を含む車両3台を更新し、消防・救急業務を遂行するための消防力強化に寄与しました。

また、令和元年度からの繰越事業である消防本部非常電源更新及び水海道消防署

改修事業では、平成27年9月の関東・東北豪雨の浸水被害を教訓に、災害時における防災拠点としての機能を十分に発揮するよう設備の更新を行うとともに、女性活躍推進法に基づく女性消防士採用に対応するための職場環境を整備しました。

老朽化が顕著である消防庁舎においては適正な施設の維持管理に努め、また女性消防士の採用を促進するとともに、人材の育成による知識や技術のさらなる向上に取り組んでいただきたい。

さらに、コロナ禍が長期化していることから、職員においては気を緩めることのないよう、健康管理には十分注意し、しっかりとした感染対策を講じて業務に当たっていただきたい。

今般のコロナ禍による社会経済活動の低迷やコロナ関連支出の増加、さらに公共施設の老朽化による改修・改築費用の増加等、構成市は引き続き厳しい財政状況下に置かれています。組合においても、なお一層コスト意識を高め、事業の必要性、費用対効果等について精査し、より効果的かつ効率的な事務事業の執行に努めるよう望むものです。

議案第12号

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,311,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年10月28日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		112,593	1,004	113,597
	2 国庫負担金	0	1,004	1,004
5 繰越金		156,177	166,988	323,165
	1 繰越金	156,177	166,988	323,165
歳入合計		7,143,525	167,992	7,311,517

2 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 消費防費		2,767,927	1,004	2,768,931
	1 消費防費	2,767,927	1,004	2,768,931
8 予備費		97,071	166,988	264,059
	1 予備費	97,071	166,988	264,059
歳出合計		7,143,525	167,992	7,311,517

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域交流センター指定管理料	令和3年度から令和23年度まで	協定等に基づく指定管理料
常総運動公園指定管理料	令和3年度から令和23年度まで	協定等に基づく指定管理料

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括 (歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	112,593	1,004	113,597
5 繰越金	156,177	166,988	323,165
歳入合計	7,143,525	167,992	7,311,517

(歳出) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	地方債	その他
6 消費防費	2,767,927	1,004	2,768,931	1,004		0
8 予備費	97,071	166,988	264,059			166,988
歳出合計	7,143,525	167,992	7,311,517	1,004	0	166,988

2 歳入
 (款)3 国庫支出金 (項)2 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 消防 国庫 負担金	0	1,004	1,004	1 消防 負担金	1,004	緊急消防援助隊活動費負担金	1,004
計	0	1,004	1,004				

(款)5 繰越金 (項)1 繰越金

1 繰越金	156,177	166,988	323,165	1 繰越金	166,988	共通分 消防分	83,823 83,165
計	156,177	166,988	323,165				

3 歳出

(款)6 消防費 (項)1 消防費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国県支出金	地方債					
1 消防 総務費	2,408,418	1,004	2,409,422	1,004		0	3 職員 手当等 8 旅 費 10 需用費	565	時間外勤務手当 休日勤務手当 普通旅費 特別旅費 消耗品費 燃料費 食糧費	289 276 88 75 218 27 19 12
計	2,767,927	1,004	2,768,931	1,004	0	0	17 備品 購入費	12	機械器具費	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	97,071	166,988	264,059			166,988		166,988	共通分 消防分	83,823 83,165
計	97,071	166,988	264,059	0	0	0		166,988		

提 案 理 由

議案第12号 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第1号) について

令和3年度一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ1億6,799万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1,151万7千円とするものです。

歳入では、国庫支出金に国庫負担金を新設し、緊急消防援助隊活動費負担金100万4千円を計上し、繰越金を1億6,698万8千円増額するものです。

歳出では、消防費の総務費で、熱海市の土砂災害への緊急消防援助隊派遣に伴う活動費として、職員手当等、旅費、需用費及び備品購入費を合わせて100万4千円増額するものです。

さらに、常総運動公園及び地域交流センターの管理運営について、令和4年度からの20年間で指定管理者を指定するため、債務負担行為を追加するものです。

議案第13号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年10月28日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- 1 契約の目的 令和3年度守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額
変更前 164,780,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 14,980,000円
変更後 180,180,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 16,380,000円
変更増額分 15,400,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 1,400,000円
- 4 契約の相手方 茨城県守谷市御所ヶ丘二丁目13-4
オオシン株式会社
代表取締役 林 庸夫

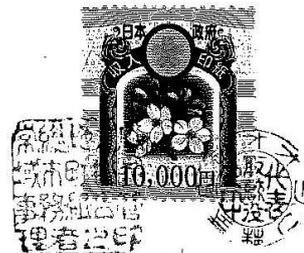
提 案 理 由

議案第13号 工事請負変更契約の締結について

変更の内容は、多目的トイレの設置と玄関を両開き戸から両引き戸へ変更し、段差解消のためスロープの設置、並びに外壁、シーリング、休憩室等の改修工事を追加し、契約金額を増額するものです。



(仮) 第1回変更契約書



常総地方広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と、オオシン株式会社（以下「受注者」という。）とは、発注者と受注者の間で令和3年6月22日に契約を締結した令和3年度守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事（以下「原契約書」という。）の一部を変更することについて、下記のとおり契約を締結する。

第1条 原契約書第4契約金額「金164,780,000円」を下記のとおり変更する。

契約金額 金180,180,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,380,000円）

上記契約の証として本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

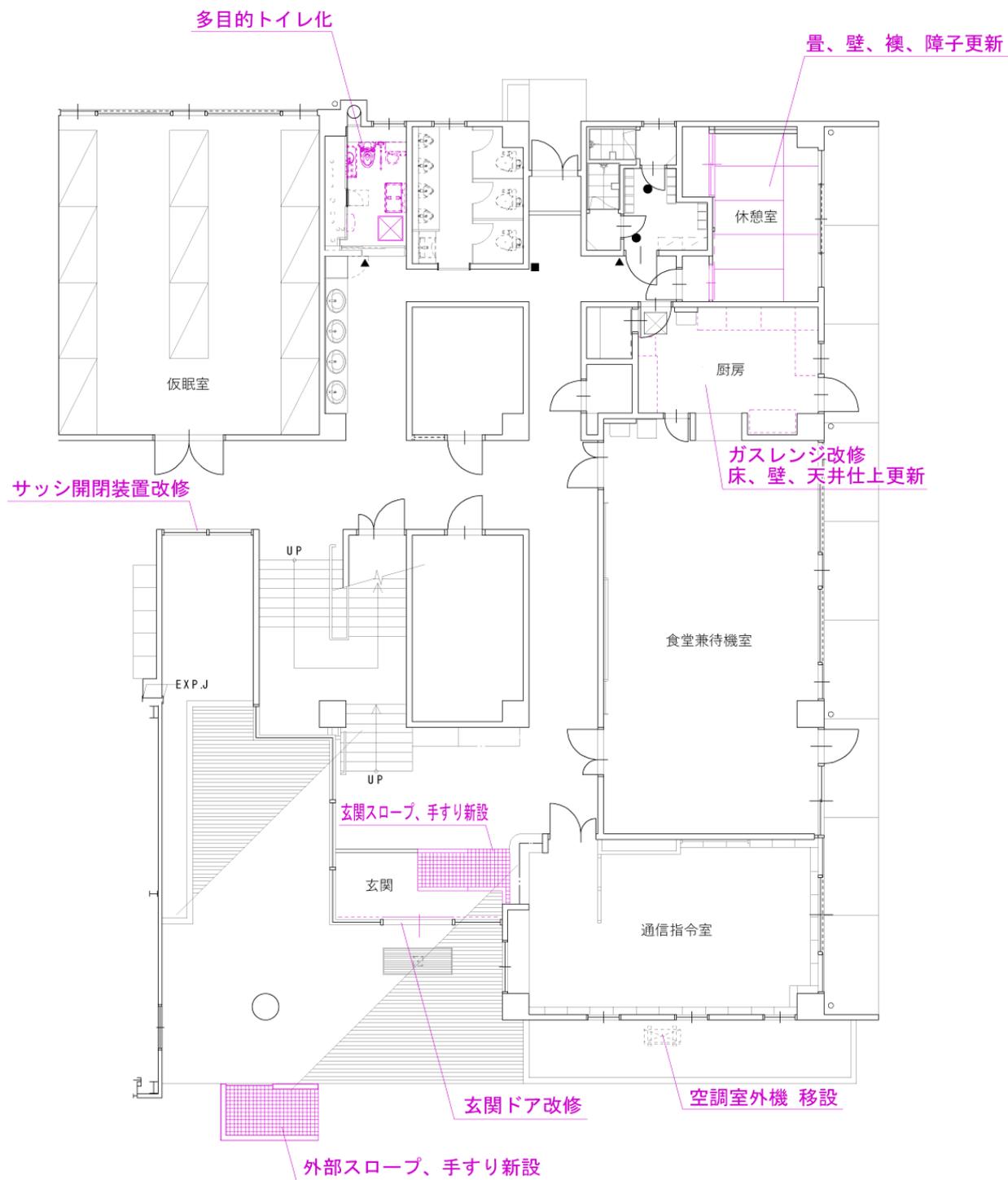
なお、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第13号）第2条に規定する契約のため、組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和3年10月19日

発注者	住所又は所在地	茨城県守谷市野木崎2522番地
	商号又は名称	常総地方広域市町村圏事務組合
	代表者名又は氏名	管理者 松丸 修

受注者	住所又は所在地	茨城県守谷市御所ヶ丘2丁目13の4
	商号又は名称	オオシン株式会社
	代表者名又は氏名	代表取締役 林 庸 夫

守谷消防署庁舎改修事業 1階平面図 変更箇所



議案第14号

指定管理者の指定について（常総広域障害者支援施設）

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年10月28日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称
常総広域障害者支援施設
- (2) 所在地
常総市大生郷町1880番地

2 指定管理者として指定する団体

- (1) 名称
社会福祉法人日本キングス・ガーデン
- (2) 代表者
理事長 宇都宮 和子
- (3) 所在地
常総市大生郷町1818番地2

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提 案 理 由

議案第14号 指定管理者の指定について

常総広域障害者支援施設の指定管理者の指定の期間が令和4年3月31日をもって満了となるため、令和4年4月1日以降における指定管理者の指定について、常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第6号及び第7号の規定により選定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

参考資料（議案第14号関係）

社会福祉法人 日本キングス・ガーデンの概要

- 1 設立年月日
昭和55年11月25日
- 2 基本金の額
1,000,000円
- 3 従業員数
212人

4 指定管理者を含めた主な事業内容

施設の名称	設置者	期間等
常総広域障害者支援施設	常総地方広域 市町村圏事務組合	① 平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで ② 平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで ③ 平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
守谷市障がい者 福祉センター	守谷市	① 平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで ② 平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで ③ 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
特別養護老人ホーム 短期入所介護事業所 筑波キングス・ガーデン	社会福祉法人 日本キングス・ガー デン	昭和56年4月10日開設
通所介護事業所 筑波キングス・ガーデン	〃	昭和56年6月1日開設
訪問介護事業所 筑波キングス・ガーデン	〃	平成8年4月1日開設
居宅介護支援事業所 筑波キングス・ガーデン	〃	平成12年1月31日開設
軽費老人ホーム 筑波キングス・ガーデン	〃	平成27年1月15日開設

施設の名称	設置者	期間
障がい者グループホーム 筑波キングス・ガーデン 多機能型通所施設ハレルヤ	社会福祉法人 日本キングス・ガーデン	平成29年5月1日開設
ファミリーホーム 筑波キングス・ガーデン	〃	平成29年9月1日開設

議案第15号

指定管理者の指定について（常総運動公園及び常総広域地域交流センター）

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年10月28日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
常総運動公園	守谷市野木崎4700番地
常総広域地域交流センター	守谷市大木1468番地

2 指定管理者として指定する団体

名称	常総アップサイクルパーク共同事業体
代表企業	リバリューマネジメント株式会社 代表取締役 河西健一郎 茨城県守谷市松並1389-15
構成企業	株式会社バディ企画研究所 シダックス株式会社 株式会社パシュート REI SUPER MANAGERS 株式会社

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

提 案 理 由

議案第15号 指定管理者の指定について

令和4年4月1日以降における常総運動公園及び常総広域地域交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

参考資料（議案第15号関係）

常総アップサイクルパーク共同事業体の概要

- 1 結成年月日
令和3年6月15日

- 2 資本金の額

企業名	資本金の額
リバリューマネジメント株式会社	5,000,000円
株式会社バディ企画研究所	60,000,000円
シダックス株式会社	100,000,000円
株式会社パシュート	10,000,000円
REI SUPER MANAGERS 株式会社	9,000,000円

- 3 従業員数

企業名	従業員数
リバリューマネジメント株式会社	2人
株式会社バディ企画研究所	150人
シダックス株式会社	9,419人
株式会社パシュート	23人
REI SUPER MANAGERS 株式会社	4人

- 4 構成企業の主な事業内容等

企業名	実績
リバリューマネジメント株式会社	公園・レジャー施設等の経営、受託運営、地方自治体及び企業等のコンサルティング企業
株式会社バディ企画研究所	スポーツ幼児園、スポーツクラブ・スクールの運営
シダックス株式会社	総合サービス企業で交流センターの現指定管理者、その他都市公園、スポーツ施設、宿泊施設の約80施設の指定管理者の実績を持つ
株式会社パシュート	国、地方公共団体、公益法人その他企業からの依頼によるまちづくりコンサルタント業務、イベントやホームページの企画運営 三重県いなべ市の農業公園内でキャンプ場を管理運営
REI SUPER MANAGERS 株式会社	まちづくり・地方創生に関するマーケティング・企画・プロデュース業務

5 本事業における担当業務

企 業 名	担 当 業 務
リバリューマネジメント株式会社	本事業の総合管理業務
株式会社バディ企画研究所	運動公園の指定管理業務（運営部門） P-PFI「バーベキュー場」の運営
シダックス株式会社	運動公園の指定管理業務（維持管理部門） 交流センターの指定管理業務全般
株式会社パシュート	P-PFI「キャンプ場、ドッグラン、プール パーク」及びレンタサイクルポートの共同 運営
REI SUPER MANAGERS 株式会社	P-PFI「キャンプ場、ドッグラン、プール パーク」及びレンタサイクルポートの共同 運営 地域連携事業のプロデュース業務等